飯能市土地区画整理事業ニュース

平成27年8月1日号 岩沢北部·南部地区 ★☆★ 合併号 ★☆★

- ◆平成27年度の主な事業
- ◆下水道課からのお知らせ
- ◆保留地公売のお知らせ
- ◆土地区画整理事務所からのお知らせ

平成27年度の主な事業

【岩沢北部地区】

今年度の主な事業として、道路築造工事 及び宅地造成工事、文化財遺跡調査、建物 移転などを実施しています。道路整備については、引き続き笠縫地区を結ぶ都市計画 道路双柳岩沢線の整備を推進し、建物移転 及び用地買収などを実施しています。

また、地区の東西における2つの下水道 幹線の整備のため、東幹線については道路 築造工事(岩北工事①・除外工事②)を実施し、西幹線については関連する建物移転 のための宅地造成工事(岩北工事②・③) を実施しています。その他、昨年度に引き 続き、地区を東西に流れる藤田堀の整備改 善に向けて、今年度は護岸や河床の現況測 量調査を実施します。(右図参照)



【岩沢南部地区】

岩沢北部地区と同様に、道路築造工事及び宅地造成工事、文化財遺跡調査、建物移転などを それぞれ実施しています。道路整備については、阿岩橋から北上する都市計画道路阿須小久保 線の一部(岩南工事①・②)について今年度開通を目指しています。また、下水道西幹線の整 備に向けた道路整備と併せて建物移転も実施しています。その他、岩沢郵便局付近交差点から 北上する一部道路についての側溝整備(除外工事①)や宅地造成工事(岩南工事③・④・⑥) を行う予定です。

これらの事業の推進にあたり、地区住民の皆様方には大変ご不便をおかけいたしますが、ご 理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

保留地公売のお知らせ

今年度、岩沢北部地区において2画地の保留地(宅地)を公売しています。ご本人やお知り合いの方で土地をお探しの方がいらっしゃいましたら土地区画整理事務所までお問い合わせください。案内書、申込書及びパンフレットは市役所1階案内係、飯能駅サービスコーナー等でも配布しています。また、笠縫地区と双柳南部地区の保留地につきましても広報はんのう7月1日号や市のホームページでもお知らせしておりますので、ぜひご覧ください。

〇受付期間 平成27年8月5日(水)~8月14日(金)

午前8時30分~午後5時15分(受付期間中は土・日も受け付けます。)

〇抽選日時 平成27年8月21日(金)午前10時00分~

○受付場所・抽せん会場 土地区画整理事務所







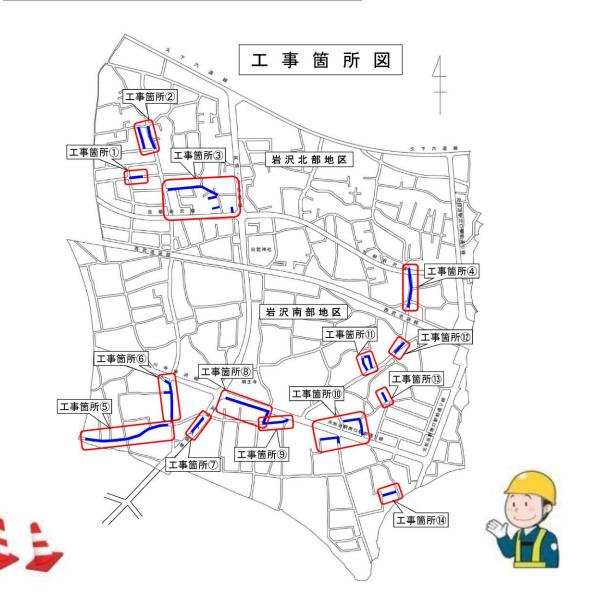
下水道課からのお知らせ(平成27年度工事予定)

平成27年度岩沢地区の下水道工事の現状についてお知らせします。 (工事箇所図参照)

1772 - 1774 - 17					
工事箇所図番号	工事着手			了(予定)	備考
1	平成27年 6月		平成27年	8月下旬	
2	平成27年11月		平成28年	3月上旬	
3	平成27年 8月		平成28年	1月下旬	下水道工事に伴う水道管移設工事あり
<u>4</u> <u>5</u>	平成27年10月				
5	平成27年 8月				
6	平成27年11月			3月中旬	下水道工事に伴う水道管移設工事あり
7	平成27年11月			3月上旬	
8	平成27年10月]上旬	平成27年	2月中旬	
<u>8</u> 9	平成27年 7月		平成27年		
10	平成27年 8月		平成27年1		
11)	平成27年 5月		平成27年	8月下旬	
12	平成27年11月		平成28年	2月中旬	
13	平成27年 7月			7月下旬	
14)	平成27年 6月	下旬	平成27年	7月下旬	

なお、5⑥9については主要な道路を通行止めにしての工事であるため、大きな迂回を していただくようになります。迂回路については別途お知らせいたします。工事期間中は 大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先:下水道課 整備担当 042-973-3433



土地区画整理事務所からのお知らせ

○建築行為等(開発行為等)を行う際はご注意願います

☆区画整理継続地区☆

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為(開発行為)やブロック塀やフェンス等、 工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。 **建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相** 談ください。

☆区画整理除外地区☆

土地区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、<u>地区計画による制限</u>を 受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法 に基づく建築制限を受けることになります。**建築等をご検討されている方は、必ず計画を具 体化する前に土地区画整理事務所またはまちづくり推進課にご相談ください。**

〇土地の売買について

土地区画整理事業地内においては、地区外の土地と同様にいつでも土地を売買することは可能です。売買に伴う土地の登記は、従前の土地について行われます。

仮換地指定を受けている場合は、土地区画整理法に基づく法律上の効果や制限も新しく所有者となる権利者に継承されます。仮換地指定されていない場合でも換地計画の内容(仮換地案図や清算指数など)を新しく所有者となる権利者にお伝えください。仮換地指定の状況、換地計画の内容等についてご不明な場合は土地区画整理事務所までお問い合わせください。

○権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地区内の土地の権利に関し、変動(所有権移転、住所変更等)がありました ら必要書類(登記事項証明書等)を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。

○電柱移設へのご協力について

土地区画整理事業では、建物移転や道路築造工事の際、事業に支障となる電柱の移設も同時に行われますが、電柱の受け入れに関しては皆さま方のご協力が必要となります。電気・電話等は皆さま方が日常生活するうえで欠かすことのできないものですので、電柱の移設については関係する皆さま方のご理解、ご協力をよろしくお願いします。



編集発行 飯能市土地区画整理事務所

住 所 飯能市大字笠縫112-1

電 話 042(973)8682

Eメール kukaku@city.hanno.saitama.jp